

# 改正温泉法説明会

京都府健康福祉部業務課

# 温泉法の一部を改正する法律

平成19年 法律第121号

公布:平成19年11月30日

施行:平成20年10月1日

## 既存の温泉施設について

### 申請手続など

改正法の施行日 (H20.10.1)

温泉井戸を使い続けるなら

H21.3.31までに

温泉法第14条の5の規定による確認

温泉法第14条の2の規定による許可(申請)

いずれかの手続

※許可の場合は技術上の基準が適用される。

温泉井戸を使わないなら

H20.10.1 までなら

温泉法施行細則に基づく

採取の廃止報告書

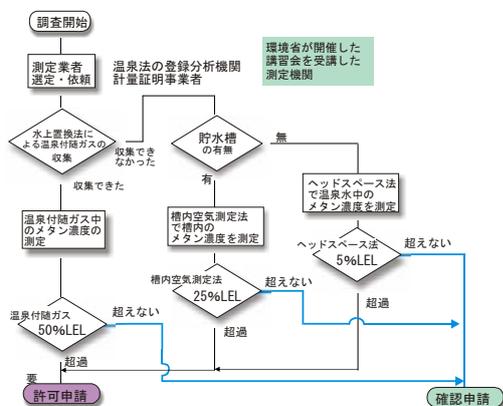
それ以降は、改正法による手続

### 可燃性天然ガスの調査

メタンがかなり含まれている場合 → 最初から許可申請しても支障ない。

一部の基準(設備関係)の対応は、H22.3.31まで猶予されるが、H21.3.31までに全ての技術基準に対応し、申請すれば手続は一度で完了

それ以外の場合は、メタンの濃度を調べる。



### 確認申請

【法】第14条の5 【規】第6条の7

#### 確認申請

申請書記載事項

申請者住所・氏名

採取の場所

採取開始の予定日

メタン濃度測定に関する事項

測定場所・測定日・測定方法

測定結果

測定者

添付書類

採取の場所の状況を現した写真

メタンの濃度測定の実施状況を現した写真

その他知事が必要と認める書類

提出:京都市内-業務課

それ以外-保健所

手数料:7,400円

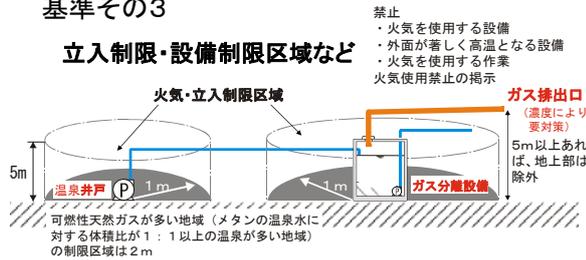
※確認を受けた後、採取者が変更した場合一届出を提出

手続は、H20.8.1から可能(ただし、様式はH20.10.1以降のものの一部異なる。)



### 基準その3

#### 立入制限・設備制限区域など



禁止  
 ・火気を使用する設備  
 ・外面が著しく高温となる設備  
 ・火気を使用する作業  
 火気使用禁止の掲示

ガス排出口  
 (濃度により要対策)

5m以上あれば、地上部は除外

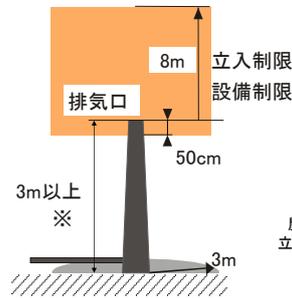
可溶性天然ガスが多い地域(メタンの温泉水に対する体積比が1:1以上の温泉が多い地域)の制限区域は2m

ガス排出口までの配管:水の滞留、凍結により閉塞されない構造  
 (水の滞留のおそれのある場合は、水抜き設備の設置と定期的な水抜き措置を実施)

制御板その他のスイッチ類が集中する設備対策  
**配線ケーブルを通じた可燃性天然ガスの遮断**  
 (ジャンクションボックスの設置等)

### ガス排出口

ガス排出口での濃度が25%LEL以上の場合



制限区域

禁止

火気を使用する設備  
 (外面が著しく高温となる設備を含む)  
 非防爆型電気設備  
 屋内への空気取入口(窓等)  
 関係者以外の立入ができる場所  
 (ベランダ等)

※ 屋上設置の場合は、関係者以外の者が立ち入れるかどうかで判断

### 基準その4

#### 点検と記録

点検記録

- ・ガス分離設備の内部の水位計 1回/月 (フロートスイッチ等の皮膜の損傷の有無等)
- ・温泉井戸、ガス分離設備、ガス排出口 (異常の有無の目視点検)

記録を2年間保存

### 基準その5

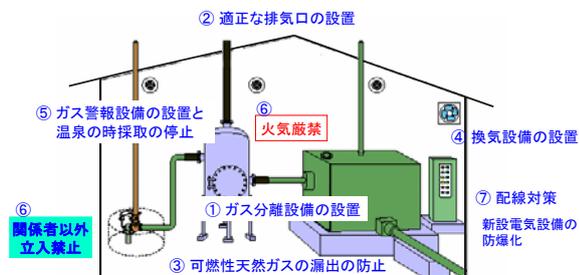
#### 採取時災害防止規程

災害防止規程

- ・災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者を選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
- ・災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
- ・災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
- ・災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
- ・その他災害の防止に関し必要な事項

※災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従って必要対応を行う。

### 井戸等が屋内にある場合(既存施設のみ)



### 基準その1

#### ガス分離設備の設置

ガスセパレーター、貯湯タンクなど

次の水槽からの排出ガス中のメタン濃度が25%LEL未満  
 水槽がない場合は、温泉水付随のメタン濃度が5%LEL未満

### 基準その2

#### 適正な排気口の設置

### 基準その3

#### 可燃性天然ガスの漏出防止

温泉井戸、ガス分離設備、ガス排気口  
配管であって屋内にあるもの

### 基準その4

#### 換気

1時間に10回以上の換気能力  
24時間稼働※

吸気口、排気口の位置  
部屋の内部の構造物の配置  
その他の状況

可燃性天然ガスの排気が阻害されない

※長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、建造物における電気の使用を停止している場合は除外

### 基準その5

#### ガス警報設備の設置と温泉の採取の停止※

適切な位置に設置

警報: 10%LEL      警報の作動状況は要記録  
(2年間保存)

関係者が常駐する場所で警報  
空気中のメタン濃度が表示されること

25%LELで迅速かつ確実に温泉採取の動力又は  
自噴を停止できること (又は設備の防爆化)

※長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、建造物における電気の使用を停止している場合は除外

### 基準その6

#### 設備の設置制限等

火気を使用する設備  
外面が著しく高温となる設備  
火気を使用する作業  
防爆性能を有しない電気設備

#### 火気使用禁止の掲示

立入禁止の表示その他の方法での関係者以外の立入制限

#### その他の設備

温泉井戸内部に可燃性天然ガスが蓄積する構造の場合における  
ガス抜き措置(排気口)

携帯型可燃性ガス測定器、消火器の配備

### 基準その7

#### 日常点検

1回/日以上

・温泉井戸周辺の空気中のメタン濃度を携帯型  
可燃性ガス測定器で測定

・温泉井戸及びガス換気設備の異常の有無の目  
視点検

※日常点検は要記録(2年間保存)

### 基準その8

#### 採取時災害防止規程

災害防止  
規程

- ・災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
- ・災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
- ・災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
- ・災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
- ・その他災害の防止に関し必要な事項

※災害その他の非常の場合には、採取時災害防止規程に従って必要な対応を行う。

## 手続関係(まとめ)

確認か？ 許可か？

### メタン濃度の測定

この時に、10年ごとに必要となる**温泉成分の分析**を併せて依頼するのであれば、登録分析機関に依頼  
メタン濃度の測定だけでなく環境省が実施した講習受講者に依頼

許可申請が必要な場合は、技術上の基準に適合させる。

H21.3までに許可申請(一部の基準はH22.3まで猶予されるが、後回しにしても対応後に追加の申請が必要)

## 採取の事業の廃止届

【法】第14条の8 【規】第6条の11

届出

改正後の温泉法施行細則 別記第17号様式

添付書類

- 1 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面
- 2 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

注

「温泉のゆう出路の埋戻しの状況」並びに添付書類の「1」及び「2」については、温泉法第14条の2第1項の規定による許可を受けていた場合に記入し、添付  
ただし、同じ温泉から温泉の採取が継続して行われるため、ゆう出路の埋戻しをしない場合は、「温泉のゆう出路の埋戻しの状況」にその旨記載(添付書類の「1」及び「2」不要)

※平成20年9月30日までに廃止する場合は、温泉法施行細則別記第27号様式による報告

## 掘削・増掘関係の手続

## 土地の掘削許可申請

【法】第3条 【規】第1条

土地の掘削許可申請

追記事項

主要な設備の構造及び能力

- やぐら、ドローワークス、主要泥水ポンプ
- 噴出防止装置

+

追加提出書類

設備の配置図及び主要な設備の構造図

掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削方法が技術上の基準に適合していることを証する書面

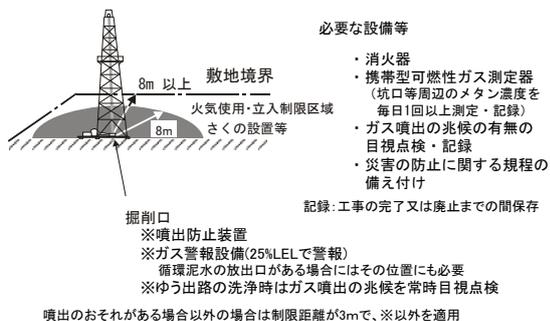
掘削時災害防止規程

- 災害防止措置の実施体制(組織、安全担当者の選任等)
- 点検の項目及び方法
- 災害その他の非常の場合の措置
- その他の災害の防止に関し必要な事項

(基準への適合を審査するため知事が必要と認める書類)

## 技術上の基準(掘削関係)

地質構造、周辺のガスの発生状況等から可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合



## その他の手続

災害の防止上重要な変更に係る許可申請

掘削方式の変更

工事の完了又は廃止の届出

追加提出書類

警報設備による警報の作動の状況に関する記録

日常点検結果

- ・周囲のメタン濃度の測定結果、可燃性天然ガス噴出の兆候の目視点検
- ・ゆう出路洗浄時の可燃性天然ガス噴出の兆候の目視点検